

■ 青年会議所とは

500 字 解説文

青年会議所(JC)は“明るい豊かな社会”の実現を同じ理想とし、次代の担い手たる責任感をもった 20 歳から 40 歳までの指導者たらんとする青年の団体です。

青年は人種、国籍、性別、職業、宗教の別なく、自由な個人の意志によりその居住する各都市の青年会議所に入会できます。

60 余年の歴史をもつ日本の青年会議所運動は、めざましい発展を続けておりますが、現在 704 の地域に約 4 万の会員を擁し、全国的運営の総合調整機関として日本青年会議所が東京にあります。

全世界に及ぶこの青年運動の中枢は国際青年会議所ですが、124 ヲ所の国及び地域に 110NOM(国家青年会議所)があり、約 17 万人が国際的な連携をもって活動をしています。

日本青年会議所の事業目標は、“社会と人間の開発”です。その具体的事業としてわれわれは市民社会の一員として、市民の共感を求め社会開発計画による日常活動を展開し、「自由」を基盤とした民主的集団指導能力の開発を押し進めています。

さらに日本の独立と民主主義を守り、自由経済体制の確立による豊かな社会を創りだすため、市民運動の先頭に立って進む団体、それが青年会議所です。

2,000 字 解説文

理念と目的

青年は理想に燃え、未来への期待を常に強く持っています。希望に満ちた明るい豊かな社会、正義が行われる理想の社会の実現を心から熱望するために、青年は次代の担い手として大きな責任を自覚し、新しい世界のための推進力にならなければならないと考えます。

青年のこの夢を実現するため、同じ理想と使命感を持つ若い世代の人々を広く共通の広場に集め、友情を深めつつ、強く影響し合い、刺激しあって、“若さ”がもつ未来への無限の可能性を自分たちの手で効果的に描き出し、“明るい社会”を目指して、青年の情熱から生まれる果敢な行動を結集すべく、組織された団体が青年会議所(JC-Junior Chamber)です。

「われわれ JAYCEE(青年会議所会員)は、社会的、国家的、国際的な責任を自覚し、志を同じうする者、相集い、力を合わせ青年としての英知と勇氣と情熱をもって明るい豊かな社会を築き上げよう」との綱領は青年会議所の決意、行動理念と目標を明確に表現しています。

特質

青年会議所を他のすべての団体から区別する最大の特質は、会員の“年齢制限”にあります。会員はいかなる人種、国籍、性別、職業、宗教であってもかまいませんが、年齢満 20 歳から 40 歳までであることを要し、“品格ある青年”でなければなりません。したがっていかに長時間にわたり、有能で活動的な会員であっても、満 40 歳に達したら退会しなければなりません。この素晴らしい年齢制限のゆえに、青年会議所は絶対に若さを失わず、常に希望に溢れ、未来に向かった前進を続ける団体として活動することができるのです。

青年会議所は世襲経営者のサロンクラブではありませんし、単に社会奉仕を行う団体でもありません。青年会議所は未来を目指し、よりよき明日をめざしてわれわれの住む地域社会・国家・全世界のために、われわれが今日の犠牲を払うことを厭わず、常に進歩への挑戦を行う、理想と具体的総合的な施策をもった青年指導者の運動です。

組織

会員は自分が住んでいる都市にある青年会議所に所属しています。われわれが会員であることは市民としての自発的な自由な意志によるのです。それゆえにこの運動の単位は、あくまで各地青年会議所の日常の活動にあります。

1949 年 9 月、東京に始まった日本の青年会議所運動は、60 年の歳月を経て、戦後日本の民間運動の白眉といわれるほどの拡大発展をとげました。現在、日本の隅々にわたり、704 都市で活動を続け、会員約 4 万名を擁する、青年運動最大の団体となりました。全国 704 の青年会議所はそれぞれ集まって、47 ブロック協議会を構成し、さらにそれが日本を 10 地区に分ける地区協議会に集められ、それを総合調整する機関として日本青年会議所があります。日本青年会議所は国際青年会議所(JCI-JUNIOR CHAMBER INTERNATIONAL)に加盟して、国際的な JC の運動の一翼をになって活動していますが、世界中では約 17 万人の会員が同じ理念のもとに国際的な同志感をもって運動を続けています。

事業目標“社会と人間の開発”

創立以来の“個人の修練、社会への奉仕、世界との友情”の青年会議所の三信条は、われわれの運動 60 年の展開の中で、年を追って具体化され、青年会議所運動とは要するに、“指導力開発と社会開発”であるとの事業スローガンに固まってきました。われわれ会員は市民社会の一員として市民と共通の生活基盤に立ったものの考え方見方を出発点とし、市民の共感を求め、住みよい明るい豊かなまちづくりに向かって努力するとともに、青年会議所の日常活動の場を通じ、われわれ個人々人をよりよく開発することが青年会議所運動にほかならないと考えます。

青年会議所の“指導力開発”とは民主的な集団指導力あるいは集団運営能力の研究と実践であるといわれます。まず会員個人がすぐれた市

民、職業人であるために自ら厳しく訓練し、さらに市民社会の中であって、市民を目標に向かって一致協力するように働きかけながら市民とともに進む、その全過程が青年会議所のいう指導力開発です。

指導力開発を推進するもっとも有効な手段として、青年会議所は“社会開発計画”事業を中心とする運動をもっています。一市民でもある会員が住むまちの明るい豊かな明日のために、それぞれまちの問題を市民の中から掘りおこし、市民とともにその解決をはかるという方法です。

青年会議所運動は自由な自発的な意志より加入した会員の起こす運動であるからには、われわれのまちの運動、市民運動の中心でなければなりませんし、市民にその意志を認められなければなりません。

青年会議所の目標は明るい豊かな社会の創造であり、その新しい社会をリードするにふさわしい人を数多くつくることです。青年会議所とその運動は決して完成されたものではなく、社会の進歩とともに、さらに発展していくと思われます。

青年会議所は時代とともに新しい呼吸を続け、次々と新しい青年がこの団体を背負っていきます。

青年会議所は常に英知と勇気と情熱を持った青年を求めて、その門戸を大きく開いています。

■ JCI クリードとその解説

The Creed of Junior Chamber International

We Believe:

That faith in God gives meaning and purpose to human life;
That the brotherhood of man transcends the sovereignty of nations;
That economic justice can best be won
by free men through free enterprise;
That government should be of laws rather than of men;
That earth's great treasure lies in human personality; and
That service to humanity is the best work of life.

世界的な JC 運動の原則

これらの原則は世界的な JC 運動の基盤であるにもかかわらず、世界中の会員の中には時にこれを誤解しているものもある。ここに草案者ブラウンフィールド氏による綱領の解釈の抜粋がある。

「綱領に示されている思想はおそらく表現方法を除けばオリジナルのものはない。私はこれらの思想は民主的な生活形態の中で生きる JC の信念を正しく代表するものであると信じている。」

「各 JC は自分の良心に照らして綱領を解釈する自由がある。だから私も綱領が私にとって何を意味するかを説明する時、自分自身のために話すわけである。」

「綱領は“*We believe*”という最初の2つの言葉によって力強く断言している。」

「自由世界の弱点は基本的原則に対する信念をしばしば表明し忘れてしまうことである。マグナ・カルタを起草し、ヨーロッパ封建制度の束縛を破り、植民地的地位から立ち上がって独立した人々の子孫はしばしば自由に対する闘いを永遠に勝ち取ったかのように行動する。民主主義を信じるということはその信念に従って生き、働くことによってすべての人が自由の意味するものを知るようにすることである。」

「もし我々が自由を求める人々の傍に恐れずに立ち上がり、より良い世界の建設のために勇敢にも先に立って歩くのならば、自由人の声は国境を越えてこだまし、人々はそれに耳を傾けるであろう！」

「しかしまず、我々は信じなければならない。」

FAITH IN GOD GIVES MEANING AND PURPOSE TO HUMAN LIFE

「いつの時代にも人間は宇宙における創造主の存在を感じ取ってきた。多くの宗教体系や、自然現象に対するさまざまな解釈が発展して、人間の創造主に対する関係を説明するようになった。」

「時間と空間は人間の思考の限度を越えて無限である。しかも精神はこれらの次元に拘束されない。誰が人間の情の深さと幅広さを限定することができようか？あるいはどこに人間の思考に匹敵する驚異を発見できるだろうか？」

「JC 会員はさまざまな宗教的背景をもつが、信仰という共通の紐帯で結ばれている人間は神の意志によって生きるものであり、人間に対する神の意志は善であり、価値ある生活とは神の永遠の計画に調和して生きる時生まれるものである。これが共通の信仰である。」

THE BROTHERHOOD OF MAN TRANSCENDS THE SOVEREIGNTY OF NATIONS

「人間が自分自身を昨日と明日をつなぐ生命の鎖の一環としてみることはむずかしい。人間が自分の時間、場所そして活動を重要なものの中心とみなすことはごく自然である。」

「しかし何世紀にもわたって歴史の流れが示すように、文明は栄え、やがて衰え、帝国はその後全盛を迎えたが、ふたたび灰燼に帰した。」

「人間の作った境界線は何度も書き替えられ、人類をいくつもの国家に分けた。しかしこれらの不自由な境界を越えて、文化、科学、商業、宗教の交流があった。これは人間の宇宙的兄弟愛の証拠——人間のおかれている領土上の区分ではなく、人間自身に基本的価値があるという証拠である。」

「歴史的にみて、戦争や革命は権力——支配するための統治権——をめぐる争いであった。全体主義国家では統治権は一人の人間或いは少数の

グループの人間によって握られる。民主主義国家では権力をさまざまな段階の統治機関に割り当てる、権力は人民に属する。」

ECONOMIC JUSTICE CAN BEST BE WON BY FREE MEN THROUGH FREE ENTERPRISE

「過去を振り返ってみる時、よい生活という頂上をめざして登っていく人間の前進過程にある種のマイルストーンを発見する。経済的進歩が最も大きく見られた時には、人間は今までやったこともないようなことをすることによって、あるいはよりうまく行うことによって、個人の財産を作るという夢を自由においかけていった。このような体制のもとではよりすぐれた能力と大きな勇気を必要とされた。多くの人々が冒険をし、財産を失った。しかしこれこそ最大限の進歩を可能にするあの創造的天才のひらめきをもたらすことのできる唯一の過程であったと思われる。この個人のイニシアチブという基盤が現在の高度な生活水準の基盤となり、将来の発展への希望となっている。」

「しかも私企業を通しての自己開発という体制は世界各地の地獄的条件に合うようにさまざまな採用の仕方がありうる。人間は政府の料理した一鉢のあつもののために生まれながらにして持っている自由の権利を売ることなく欠乏と苦痛を免れた新しい世界を建設することができる。」

GOVERNMENT SHOULD BE OF LAWS RATHER THAN OF MEN

「自由社会においては基本的な法律は人民に由来するものである。最終的権限を持つものは人民である。人民の法律が政治の基盤として憲法の中に制定される。そして人民のみがそれを変更することができる。我々はこれを法の支配とよぶ。」

「多くの国ではみせかけの憲法の下で政治が維持されている。しかし、現実にはそれは人間による支配になっている。民法や刑法が人民の同意なく改正され、人々には自由な選挙も抑圧から逃れる機会もない。生命と自由がしかるべき法的過程をふまずに危険にさらされる。人々は同意なく課税され、命令されるままに働き、そして何が真実であり何が誤っているかを教えこまれる。」

EARTH'S GREAT TREASURE LIES IN HUMAN PERSONALITY

「仕事、研究及び社会奉仕によって法の支配を完全にし、権力に飢えた者のきらびやかな約束事に抵抗するならば、我々の制度は生き残るであろう。」

「勿論、世界の物質的富にそれ程価値をおかなかった多くの賢い人々が、文学、芸術、音楽、科学、宗教及び知識の全般的増加という分野——永続的な価値という宝——においてはかりしれない程大きく貢献して

くる。」

「人間性というこのような無形の産物の蓄積が時代時代を経て極めて貴重な遺産となった。そして毎年少しずつその遺産に追加がある。それはさびたり、腐食したり、すり切れたり、消費されたりすることはない。それは人種とか、信条、或いは肌の色を知らない、階級とか地位というものを知らない。」

「ほんとうの宝は人間の心の中にある。我々のまわりには人間性を養う機会が多くある。人生に妙味を添えるものは人生の量でも長さでもなく、人生の質、つまり人類の進歩のために我々が成しとげるものである。」

SERVICE TO HUMANITY IS THE BEST WORK OF LIFE

「ライフワークの選択は我々の最も重大な決定の一つである。適職について優秀な働き手に真に共同体及び自由社会中堅の誉れである。」

「利己的でなく生きる人生はより豊かに、より深いものに、そしてより満ち足りたものになる。喜びはより永続的なものとなり、心の平安により確かなものとなる。世界はそのような人生が与えた貢献を見つめており、人類に恩恵を施すために生を知った人に注目している。しかし、彼は本当は自分こそもっと大きな恩恵を施されているということを知っている。」

「我々はあまりにもしばしば“よい隣人”となる機会を逃がしてしまう。人の役に立つことを習慣とし、やりがいのある活動に参加することを慎重なる人生設計の中に入れるのがよろしい。それについては何の疑いもない。人間性への奉仕は人生最良の仕事なのであるから。」

「以上が JCI 綱領の意味することを私が個人的に解釈したものである。しかし行為においてのみ言葉は肉となり得る。世界中の若者が活発に JC の活動に参加する時、彼らによって世界はより良く、より美しいものになるだろうという事を我々は確信することができる。」

■ JC 宣言とその解説

J C 宣 言

日本の青年会議所は
希望をもたらす変革の起点として
輝く個性が調和する未来を描き
社会の課題を解決することで
持続可能な地域を創ることを誓う

JC 宣言 説明文

< 1 行目 > 「日本の青年会議所は」

まず初めに、全国の会員にも外部の方にも、この J C 宣言文の主体が誰なのかを明確にし、組織としての責任と役割、そして運動の方向性を再確認する必要があります。

「青年会議所は」と明示することで、この宣言文が会員個人ではなく、「組織」としての宣言であることを示しています。

また、「日本の」とすることで、国内における全ての青年会議所が J C 宣言文の主語であることを明示し、志を同じくする全国の会員同士の強い「連帯」も表現しています。

< 2 行目 > 「希望をもたらす変革の起点として」

青年会議所は、明るい豊かな社会を創るために、社会により良い変化を生み出す「変革」を運動として起こすことに挑戦してきました。

物事のはじまりを意味する「起点」は、青年会議所が「率先して行動する組織 (Do-tank)」であれという矜持を表現し、私達から社会変革を生み出していくという意志も表しています。

そして、その運動によって生み出すものの本質は、誰もが、社会と自らの人生をより良くすることができると実感する「希望」であることを示しています。

< 3 行目 > 「輝く個性が調和する未来を描き」

昨今の潮流の中で、グローバリズムからナショナリズムへ、また利他から利己へと、行き過ぎた国家主義や個人主義が助長され、国家間のみならず地域社会の中においても「分断」や「対立」が生まれており、2020年に発生した新型コロナウイルスの感染拡大によって、それは加速しています。

本来であれば、考え方や生き方の違いは二項対立の構図ではなく、多様性や包括性といった価値観の中で、異なる「個性」として尊ばれるべきものです。

「調和」は、同調を強要し個性を抑圧するものではありません。「人間の個性はこの世の至宝である」と信じる青年会議所は、特定の政治思想にも、また、ナショナリズムや宗教、人種、ジェンダーにも偏らず、あらゆる若者が挑戦できる社会に開かれた組織であるからです。

この様に、広がりつつある「分断」の時代において、様々な個性やアイデンティティの架け橋となる「未来を描く」強い意志を示しています。

< 4行目 > 「社会の課題を解決することで」

青年会議所は「社会に対して何をする組織なのか？」という問いに対する明確な答えを表しています。

地域に根差す青年会議所の運動は、社会の幅広い課題を抽出し、自らそれを解決することと位置付けています。

「社会の課題」とは、地域固有の課題だけではなく、経済の再生や少子化、高齢化といった国家的な課題、あるいは気候変動や人権問題といった国際的な課題を含み、およそ青年が取り組むべき様々な課題を包括しています。どの様な社会課題であっても、それは地域だけではなく国家や世界と複雑に関係し合っているからです。

だからこそ、私たちは、多面的な「社会課題」を解決する運動を地域毎に起こし、そして、私たちが持つ組織のネットワークによって全国、あるいは世界的な運動へと拡大させ、より良い社会を創り出すことができることを表しています。

< 5行目 > 「持続可能な地域を創ることを誓う」

日本の青年会議所は、1990年に「地方分権推進宣言」を、さらに、2019年には「SDGs推進宣言」を総会で決議しました。

「持続可能」とは、地域の人口や財政、環境を持続可能なものとするに留まらず、そこに住まう全ての人々が笑顔で生きがいを持ち、自ら挑戦し続けることができる社会を意味します。

全国各地の青年会議所が様々な社会課題を解決することで、自らが住まう地域を持続可能なものとし、そしてその総和によって「明るい豊かな社会」を創ることを誓う形で宣言しています。

■ JC 綱領とその解説

綱 領

われわれ J A Y C E E は
社会的・国家的・国際的な責任を自覚し
志を同じうする者相集い力を合わせ
青年としての
英知と勇気と情熱をもって
明るい豊かな社会を築き上げよう

昭和 35 年(1960 年)は安保条約をめぐり、まさに激動の 1 年であった。このような中で、幅広いメンバー層の思想を統一し、日本青年会議所のあり方を再認識する必要に迫られ、「JCI クリッド」「定款」「JC 三信条」を基礎として、「JC 綱領」が制定された。この綱領は JC の団体としての理念を確立し、JC メンバー個人の運動目標を明確に位置づけたものである。

綱領の第 1 節「社会的・国家的・国際的な責任を自覚し」は、何よりもまず JC の「立場」を明らかにしている。

「社会的」——社会の問題をふり返った時、そこにははっきりした「指向目標をかかげた社会」が考えられ、西欧のいわゆるコミュニティに近い概念をもった「社会」を意味するようになった。そして、このような「社会」を追及し、建設する責任をもつ者こそ JC であるとの議論と決意を示すのが、この最初の字句である。このことは「社会的」の次に「国家的・国際的」と並列して同次元においていることと、末段に「明るい豊かな社会」と明示していることで明らかである。「国家的」——創立以来の「新しいナショナリズム」の場は、当時の無国籍的言動の横行する中で新たな勇気と感激をもって再確認されている。そして、さらに、ナショナリストにして初めてインターナショナリストたり得るのであって、無国籍のインターナショナリストはあり得ないことを明確に打ち出している。「国際的」——しばしば用いられてきた文字であるが、10 年の JC 活動を経た後に、日本青年会議所は国際的視野においても国際的理解においても、いささかの卑下するところもなく、その気概と自信を公然と披瀝し得るようになった。このことは、従来「国際的理解と友誼」と表現されてきたものを「国際的責任」と止揚したことに明らかにうかがわれる。

第 2 節の「志を同じうするもの相集い力を合わせ」は、日本における JC のあり方を明示している。社会が安定して他の各種団体が親睦団体や慈善団体に墮そうとしている時こそ、JC はその本質的なあり方を解

明して JC の方向を誤らすことのないようにせねばならない。JC が何よりもまず「同志的結合体」であることを、この時点において再確認したことは以上のような重大な意義をもっている。

第 3 節の「青年としての英知と勇氣と情熱をもって」は、説明を必要としない。JC の「行動」を示している。「英知・勇氣・情熱」この三つのいずれを欠いても、JC の行動はあり得ない。むしろ、いささか巨大になった JC の、あるいは JC マンの二世的なことなかれ主義のきれいごとと終始している傾向に警鐘をならしていると見てもよい。終節の「明るい豊かな社会を築き上げよう」は、いうまでもなく JC の行動を示している。JC は新しい行動目標と、思想的統一を必要としていた。「明るい豊かな社会」これが JC の行動方向である。なんと素晴らしい、青年らしい率直さと若々しさにみちた言葉ではないか。

■ 社団法人 守口青年会議所 歴代理事長

1969 年度	初 代	理 事 長	井 植	達 郎
1970 年度	第 2	代 理 事 長	井 植	達 郎
1971 年度	第 3	代 理 事 長	福 田	広 儀
1972 年度	第 4	代 理 事 長	森 河	弘
1973 年度	第 5	代 理 事 長	三 浦	歆 済
1974 年度	第 6	代 理 事 長	山 岡	俊 夫
1975 年度	第 7	代 理 事 長	碓	利 夫
1976 年度	第 8	代 理 事 長	井 植	達 郎
1977 年度	第 9	代 理 事 長	田 代	精 作
1978 年度	第 10	代 理 事 長	家 村	武 秀
1979 年度	第 11	代 理 事 長	田 中	修 二
1980 年度	第 12	代 理 事 長	岩 本	敬 一
1981 年度	第 13	代 理 事 長	中 川	光 雄
1982 年度	第 14	代 理 事 長	堀 川	忠 雄
1983 年度	第 15	代 理 事 長	池 田	美 仁
1984 年度	第 16	代 理 事 長	石 井	雅 敏
1985 年度	第 17	代 理 事 長	高 橋	義 信
1986 年度	第 18	代 理 事 長	浜 瀬	勝 美
1987 年度	第 19	代 理 事 長	池 田	昇 巧
1988 年度	第 20	代 理 事 長	藪 上	幹 雄
1989 年度	第 21	代 理 事 長	宮 原	謙 治
1990 年度	第 22	代 理 事 長	佐 伯	忠 雄
1991 年度	第 23	代 理 事 長	岡 村	晃 明
1992 年度	第 24	代 理 事 長	大 森	均
1993 年度	第 25	代 理 事 長	吉 川	巧 一
1994 年度	第 26	代 理 事 長	南	俊 幸
1995 年度	第 27	代 理 事 長	神 原	由 次
1996 年度	第 28	代 理 事 長	高 木	る り こ
1997 年度	第 29	代 理 事 長	喜 多	一 裕
1998 年度	第 30	代 理 事 長	棚 橋	秀 行
1999 年度	第 31	代 理 事 長	山 田	一 樹
2000 年度	第 32	代 理 事 長	水 谷	治 人
2001 年度	第 33	代 理 事 長	鈴 木	保 雄
2002 年度	第 34	代 理 事 長	市 橋	智 昭
2003 年度	第 35	代 理 事 長	岡 橋	康 人
2004 年度	第 36	代 理 事 長	篠 原	拓 男

■ 守口青年会議所 設立趣意書

当守口市は大阪市の東に位し、産業経済、教育文化等あらゆる分野にわたって飛躍的な発展をとげ、近代都市への躍進の一途を辿っております。

しかし、その反面市域の減少、人口増に伴って今後は今までのような発展をとうてい望まれないと思います。

このときにあつて守口市の将来を考えると、志を同じくする我々青年有志が相集い、地域社会から選ばれたことの誇りをもって、個人の利害得失を超え、青年としての英知と勇氣と情熱をもち「明るい社会」「豊かな社会」を築き上げなければならないと思います。

- (1) 社会開発の研究と要望
- (2) 企業開発の研究と促進
- (3) 経済活動のための調査研究並びに改善
- (4) 国際交流の促進
- (5) 政治問題の調査研究
- (6) 交通事故防止、交通公害対策の研究
- (7) 青少年の非行防止対策等々

以上種々な活動を通じ、会員相互の「修練」「社会奉仕」「親睦」等に留意し、地域社会に貢献することを目的として、守口青年会議所設立を発起した次第でございますので、なにとぞご賛同とご協力賜りますようお願い申し上げます。

■ 社団法人 門真青年会議所 歴代理事長

1973 年度	初 代 理 事 長	北 田 力 夫
1974 年度	第 2 代理事長	北 田 力 夫
1975 年度	第 3 代理事長	田 中 暎 雄
1976 年度	第 4 代理事長	寺 前 章
1977 年度	第 5 代理事長	西 口 邦 彦
1978 年度	第 6 代理事長	松 藤 稔
1979 年度	第 7 代理事長	泰 江 敏 雄
1980 年度	第 8 代理事長	掛 川 洋 三
1981 年度	第 9 代理事長	高 須 賀 孝 雄
1982 年度	第 10 代理事長	田 高 義 隆
1983 年度	第 11 代理事長	中 村 博 司
1984 年度	第 12 代理事長	乾 治 男
1985 年度	第 13 代理事長	村 西 巍
1986 年度	第 14 代理事長	西 林 久 仁 雄
1987 年度	第 15 代理事長	村 部 義 春
1988 年度	第 16 代理事長	東 口 正
1989 年度	第 17 代理事長	川 西 利 則
1990 年度	第 18 代理事長	土 井 秀 介
1991 年度	第 19 代理事長	東 一 彦
1992 年度	第 20 代理事長	坂 本 充 弘
1993 年度	第 21 代理事長	瓢 林 孝 宏
1994 年度	第 22 代理事長	吉 川 博 之
1995 年度	第 23 代理事長	中 道 孝 治
1996 年度	第 24 代理事長	西 川 亮 彦
1997 年度	第 25 代理事長	田 伏 平
1998 年度	第 26 代理事長	中 道 茂
1999 年度	第 27 代理事長	中 井 雅 之
2000 年度	第 28 代理事長	森 徹
2001 年度	第 29 代理事長	北 田 智 哉
2002 年度	第 30 代理事長	八 田 俊 吾
2003 年度	第 31 代理事長	駒 谷 昭 人
2004 年度	第 32 代理事長	大 倉 基 文

■ 一般社団法人 守口門真青年会議所 歴代理事長

2005 年度	初 代 理 事 長	西 端 良 弘
2006 年度	第 2 代理事長	田 中 祥 晃
2007 年度	第 3 代理事長	正 木 忠 信
2008 年度	第 4 代理事長	古 川 日 出 男
2009 年度	第 5 代理事長	野 口 隆 雄
2010 年度	第 6 代理事長	木 村 剛 久
2011 年度	第 7 代理事長	小 川 徹
2012 年度	第 8 代理事長	道 畑 忠 輔
2013 年度	第 9 代理事長	中 道 貴 士
2014 年度	第 10 代理事長	門 井 英
2015 年度	第 11 代理事長	武 内 恒 行
2016 年度	第 12 代理事長	田 村 銀 次 郎
2017 年度	第 13 代理事長	前 川 祐 輝
2018 年度	第 14 代理事長	新 居 正 夫
2019 年度	第 15 代理事長	神 田 悠
2020 年度	第 16 代理事長	東 野 篤 史
2021 年度	第 17 代理事長	栢 山 義 彦
2022 年度	第 18 代理事長	竹 内 太 司 朗
2023 年度	第 19 代理事長	藤 井 一 樹
2024 年度	第 20 代理事長	松 村 翔 太

■ 社団法人 守口門真青年会議所 設立趣意書

私たち、社団法人 門真青年会議所と社団法人 守口青年会議所は、門真市、守口市というほぼ同一の生活圏を有し生活様式や条件は似通っています。私たちは広域的な取り組みという視点に立ち、更なる JC の飛躍を果たしてまいりたいと考えます。私たち両 LOM は時代に的確に役立つ青年会議所でありつづけるために、社会に対して柔軟に対応でき、新たな取り組みも視野に入れ、組織として誰もが参加できる身近な JC を目指し、互いの LOM の長所を有効に活用し、これからの日本の JC の先駆的な存在として変革に取り組み、前向きに統合をいたします。

1. 社会に役立つ JC であり続けるために、多くの仲間が集える事ができる組織づくりを目指す
2. 新 JC の存在感を高めるため新たな顔となるべき中核事業を育てる
3. 組織を積極的に PR し、地域社会からの信頼感を高める
4. 単年度制を最大限に利用し前例にとらわれることなく常に今の時代に必要な組織づくりを目指す
5. 実践的な研修プログラムを継続的に実施する
6. 監査システムを確立する

■ ロバート議事法について

ロバート議事法とは

JCで議事法というと「ロバート議事法」を指す。ロバート議事法とは1876年アメリカの軍人であるヘンリー・ロバート将軍が、アメリカ下院の議事運営法を簡素化し、一般の市民団体にも使えるようにした議事法である。

[1] 議題と議案の作成

議題：会議に於ける題目であり、テーマを明確につくこと。

議案：案を備えているもので、会議の意志決定を求めて提出される案件であり、その内容を明確に書くこと。(5W1Hを活用)

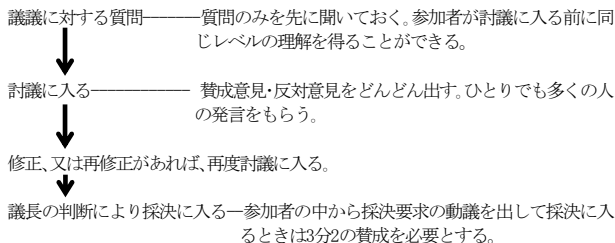
[2] 議題の具体的進行順序

議案の提案



セカンド(賛成支持)—— 参加者の中で、一人でも提案議題を審議する事に賛成の人がいれば例えば多数者の支持がなくても会議で審議されるよう少数者の権利をルールで守るために、賛成支持をひとりいるかどうか、議長は確かめる必要がある。





[3] 議案と議事録

議題：_____ の件

議案：_____

「以上の通り動議を提出します。」



以上のとおり可決す。又は、以上のとおり決定す。

賛成 ○○○○ 票

反対 ○○○○ 票

以上のとおり提案されたが否決す。

動議処理の手順

発言者：「議長」

議 長：「A君どうぞ発言して下さい。」

発言者：「～することと動議します。」

議 長：「～することで動議されました。この動議を支持されることがありますか。」

└───【セカンド無】

議 長：「どなたもただ今の動議を支持する人がいせんから本題の
討議はいたしません。」

└───【セカンド有】

↓ 議 長：「～することが動議され、支持されました。何かご意見はありません
か。」

↓ 討議【動議案の検討】

○もし、動議の提案者が発言を求めた場合は、提案者は最初に発言が認めら
れる。

○発言権の乱用(長く論じる、主題の脱線、言葉の暴力)

議 長：「討議も大体終えたようですが、他にまだ意見のある方はございませんか。
なければ表決に入ります。表決に入ること、異議ございませんでし
うか」

—————「異議なし」の声—————

議 長：「異議なしの声がありました。この動議を表決に付します。」

【表決】〔議長は起立して〕

議 長：「ただ今の動議を復唱します。」【動議の復唱】
「……………」何をどうするのか、誤解のない様復唱する。

議 長：「それでは、動議に賛成の方、ご起立願います。

〃 反対の方 〃
〃 棄権の方 〃 〕

議 長：「表決の結果、出席会員会議所表決件数 ○票中
賛 成 ○票 (委任状含む)

反 対 ○票
棄 権 ○票
よってこの動議は可決されました。
〃 否決 〃 〕

動議の種類

優先動議

他の動議中、動議なしの場合、発言中も提出可。例えば、事実の報告を求める質問。出欠者の疲労により、休憩した方が正しく討議されると判断したとき、休会の動議。

1. 会合時間設定 次回の会議の場所と時間の決定・場所と時間に関してのみ修正可。
2. 休 会
3. 閉 会
4. 緊急質問(特権に関する質問の優先動議)
議事手続きについての説明など。
5. 議事日程の変更 議事を予め予定通り進めることを要求する動議。

補助動議

本動議を処理したり、何らかの働きかけをする動議。例えば、資料不足により十分な討議不能の場合、棚上げ、一定時まで延期、委員会附託、修正ができる。

6. 棚上げ
無期限に延期する補助動議。次回に完全に新しい議題としてとりあげない限り審議出来ない。
7. 採決要求
直ちに討議を打ち切り、採決しなければならない
8. 制限付き討議
一人の討議時間を一定にし、又は、討議全体の終わる時刻を定める。
9. 一定時まで延期
現在討議せず、いつ討議し、処理するかを定める。次の会議より後まで延期することは不可。
10. 委員会附託
指名された委員会等に、措置を決めたり研究させる。委員会の報告必要。(書面)
11. 全体の委員会の持越
その会合をそっくりそのまま全体委員会とし、自由な討議をする。予定時間に散会し、討議をもとの会議に報告。司会は議長
12. 修 正
修正案であり、新原案ではない。一部削除、一部追加、一部入れ換え修正は2度までで、それ以上不可。第2の修正、第1の修正、もとの議案の順で表決する。
13. 不定期に延期

本動議

他の 3 種の動議より力が弱い

14. 一般議事

15. 審議再会

16. 再審議

一度表決しても、再審議の動議により検討し直せる。前回の表決の時、多数者の者のみが提案できる。

17. 無 効

18. 特別議事

附帶動議

本動議や補助動議より優先

19. 規則の一時停止

定款は停止できない。(不可)細則に停止の条項がなければ停止できない。同じ会議で同じ規則を二度停止不可。

20. 動議を取り下げ

はじめに動議を提案した人だけ。正式に採決される前なら表決せず取り下げ可。

21. 審議反対

本動議に対してだけ提案可。討議される前でないといけない。議長の提案できる動議はこれだけ。

22. 議事進行

議事の進行に対する審議申し立て。

23. 議長決定に対する意義申し立て

控訴・控願という。可否同数の場合可決。

24. 動議を分けて審議

25. 点 呼

(1996 年度版日本 JC 委員会運営マニュアルより)

委員会について

1. スタッフの役割

■ 委員長の主な役割

- 委員会を代表し委員会メンバーを統括する。
- 特に定める場合以外委員会の議長となる。
- 担当事業の議案を上程する。
- 委員会開催のためのスタッフ会議を開催する。
- 委員会の召集をおこなう。
- 委員会において書面にて毎月の理事会報告をおこなう。
- 小委員会に参加し適切なアドバイスをおこなう。
- 所属している出向者の活動を管理する。

■ 副委員長の主な役割

- 委員長を補佐し、万一事故ある時はその内の一人が職務を代行する。
- 委員会メンバーを統括する。
- 委員会開催のためのスタッフ会議のメンバーとなる。
- 担当事業の議案書作成を委員長と協力しておこなう。
- 委員会の召集をおこなう。
- 小委員会の連絡、調整をおこなう。
- 事業、委員会、例会への参加を促す。

■ 幹事の主な役割

- 委員長、副委員長を補佐し、委員会の庶務を統括する。
- 委員会開催のためのスタッフ会議のメンバーとなる。
- 委員会会場の設営をする。
- 委員会開催案内を作成し送付する。
- メンバー委員会出欠状況を確認する。
- 委員長の指示のもと委員会アジェンダその他資料の作成を統括する。
- 委員会の司会進行をおこなう。
- 委員会アテンダンスを管理する。
- 議事録の作成責任者となる。(実際の作成は各委員の持ち回りも可)
- 委員会の冠婚葬祭に伴う連絡を行う。
- 事務局との窓口となる。
- 委員会における懇親会の設営を担当する。
- 委員会開催案内、議事録その他委員会に関する全ての資料を年度末まで保存する。
- 委員長の指示のもと委員会会計を統括する。

2. 委員会の運営

■ 予定者段階で決定せねばならないこと

- 幹事の選任
- 委員会方針・委員会事業計画。(理事会への上程)

- 委員会開催の年間スケジュール。(日時、場所、内容)
- スタッフ会議の年間スケジュール。
- 副委員長、幹事、の業務分担。
- 委員会の担当事業、役割の分担。
- 委員会内連絡網(メーリングリスト等)の作成。

■ 議事録、会計書類、資料の作成管理

- 委員会スタッフは常に議事録、委員会資料、会計を把握し、提出を求められた場合は速やかに提出できるようにしておく。
- 事業予算書、事業決算書にあつては財務渉局長の指示に従う。

3. 委員会の議事進行について

■ アジェンダ(議事次第)

- 議事次第は必ず作成する事。委員会アジェンダは理事会次第に準じた形で作成する。
 - ① 開会宣言
 - ② JCI クリード唱和
 - ③ JCI Mission 並びに JCI Vision 唱和
 - ④ JC 宣言朗読並びに綱領唱和
 - ⑤ 2022 年度スローガン唱和
 - ⑥ 議事録作成人指名
 - ⑦ 出席者確認
 - ⑧ 委員長挨拶
 - ⑨ 資料確認
 - ⑩ 理事会報告
 - ⑪ 前回議事録確認
 - ⑫ 議事(必要に応じて審議事項・協議事項とわかる)
 - ⑬ 報告依頼事項
 - ⑭ 出向者報告(委員会に出向者がいる場合)
 - ⑮ 次回開催日時・場所の確認
 - ⑯ 担当役員講評
 - ⑰ 閉会宣言

■ 理会上程議案について

- 事業は理事会に「事業計画書」並びに「事業報告書」を上程し承認を得なければならない。
- 費用が発生する事業の場合は「事業予算書」並びに「事業決算書」も必要。
※原則、事業計画が理事会承認されるまでは事業の PR も動員もできない。

■ 議題の提出

- 会議開催通知時にはメンバーに対して議題も通知する。

- 議題は「審議事項」と「協議事項」の区別を明確にする。
- 「審議事項」として上げる前に「協議事項」として提出し、意見を交換しあってから小委員会等で提案を再構成し、次回に「審議事項」として上程する。
※上記の内容について、委員会でのスタイルをスタッフ会議でよく話し合う。

■ 議長と議事進行について

- 議長は、特に定める以外委員長がこれにあたる。
- 議長は議事整理権を適切に行使し、定刻に開催、予定時間内に全議事が終了するように努めなければならない。
- 議案の審議にはいるときは、議長は議題を読み上げてから提案説明を求める。
- 議長は全員に均等の発言の機会を与えるように努めなければならない。
- 議長は議事進行に徹する。
- 議長は、発言時間を制限したり、要旨を書面で提出させるなど議事進行に有益な措置を講じる。
- 議長は、提案説明がすんだら、先に質問のみ発言を許す。
- 「質問」か「意見」かハッキリしないものについては、発言者にどちらかを尋ね「意見」であれば後で発表する機会を与え、発言を中断させる。「質問」時間中に「意見」がでてきたら「質問」の形に直すように指示する。「質問」が出尽くしたら「意見」を聞く。いろいろな意見がでて議論がまとまらない時には議長は「どなたかまとめて下さい」と促すなり、誰かを指名するなりして「動議」を出させ、議事の進行を図る。議長は適切な時期に議論を打ち切り採決する。

■ 議事録作成について

- 議事録は委員会にて必ず作成する。統一したフォーム(議事録記入例参照)で作成し、下記の内容については必ず記載する。
 - ① 会合名
 - ② 出席者(出向等で公欠の場合明記する)
 - ③ 開催日時
 - ④ 開催場所
 - ⑤ 議事内容
- 議事録作成者は委員の持回りとし、最終的には全員が作成できるようにする。
- 当日の資料は全て議事録に添付する。
- 議事録はすみやかに作成し、出席メンバーが内容を確認する。1週間以内に事務局の委員会ファイルに綴じておく。委員会開催時には添付資料として前回議事録を必ずつける

- 簡潔を旨とする。
- 録音テープに頼らない。委員会に要求されているのは、「議事録」であり、「速記録」ではない。会議の経過と結果の要領を記録すればよい。但し、1回しか発言の機会のなかった人などについては、できるだけ議事録の記載にとどめるよう配慮する。
- 議事次第と資料を参考にしながら、記録を読み返し、次の諸事項について必要な訂正加除をする。
 - ① 議題の通し番号、資料番号
 - ② 資料の訂正箇所
 - ③ 提案の説明、補足説明の小見出し
 - ④ 発言者の役職の表示の整理
 - ⑤ 字句の修正、補完
 - ⑥ 重複発言の取捨
 - ⑦ 議長の発言は、収録しない方針を貫く。
 - ⑧ 文書の要約に際しては、発言の趣旨を損なわないように注意する。
 - ⑨ 必要な場合は文書を補う。
 - ⑩ 「質問」と「意見」を区別し、可能な限り「質疑応答」と「討論」に整理して配列しなおす。
 - ⑪ 提出された動議については、何の動議か小見出しをつける。
 - ⑫ カッコや補助記号は整合させる。何度も読み返ししながら、大胆な削除を加える。

※議事録の本質

議事録とは、会議の記録である。即ち会議の経過及び結果を書きしめた「事実の記録」でなければならない。したがってあくまで絶対中立、客観的でなければならない。

議事録には会議における実際のてんまつが、そのまま表現されることが望ましい。しかし、詳細に記述されれば、いくら長くなってもよいというものではない。会議自体には各々存在目的があり、それに応じて会議の記録もまた記載すべき事柄が自ら違ってくるのは当然である。結果が重要であるということは勿論だが、経過そのものに重要性のある場合もある。従って、一定の事柄が一定の枠内に必ずしも記載されなければならないという訳のものではない。だれが読んでも理解できるように、一定のルールに従って事実の記録が要領筆記されたものであるべきである。

(議事録記入例)

一般社団法人 守口門真青年会議所

2022 年度 第**回〇〇委員会

議 事 録

会議名： 第**回〇〇委員会

年月日： 2022 年**月**日(*)

時 間： **:**~**:**

会 場： 〇〇〇〇〇〇

議 長： 〇〇〇〇

作成人： 〇〇〇〇

出席者： 〇〇委員長 〇〇副委員長 〇〇幹事
〇〇委員 〇〇委員 〇〇委員 〇〇委員 〇〇委員
※欠席者名を書く必要はありません

1. 開会 ※以下、基本的にアジェンダに従って記入

2. 綱領唱和

3. 議事録作成人指名 議事録作成人：〇〇〇〇

4. 出席者確認 (確認時点の出席者)

〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇

5. 委員長挨拶 @@@@

6. 担当役員挨拶

〇〇〇〇： @@@@

7. 資料確認 アジェンダを含む * 枚

8. 理事会報告

9. 審議事項

審-1 @@@@の件

〇〇： @@@@

審-2 @@@@の件

〇〇： @@@@

10. 協議事項-2、-1

協-2 @@@@について

〇〇： @@@@

協-1 @@@@について

〇〇： @@@@

11. 報告事項

報-1 @@@@について

報-2 @@@@について

12. 次回開催日 第**回〇〇委員会

2022 年**月**日(*)**:**より 〇〇〇にて

13. 閉会